

尼崎市身体障害者用自動車改造費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者が就労等に伴い、使用する自動車を改造することにより身体障害者の社会復帰の促進を図るためその改造に要した費用の助成に関して必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の要件の（１）～（３）の全てを備えていなければならない。

（１）市内に住所を有し、身体障害者手帳を受けている身体障害者。

（２）就労等に伴い原則として自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者であって、原則として所持する運転免許証の条件等に改造の必要性が記載されている者。

（３）改造助成の申請を行う月の属する年の前年（申請を行う月が１月から６月である場合は前々年）の身体障害者（または配偶者もしくは扶養義務者）の所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者。

(助成金の額等)

第3条 交付する１人当たりの助成金の額は、操向装置及び駆動装置等の改造に要した経費とする。ただし、改造に要した経費が１０万円を超えるときは、１０万円とする。

２ 前項の助成額は、予算の範囲内とする。

(助成対象自動車の種類)

第4条 道路交通法第3条（昭和35年法律第105号）に規定する自動車のうち4輪以上自動車とする。

(助成金の交付手続)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、身体障害者用自動車改造費助成申請書（第1号様式）に改造を行おうとする業者の見積書を添えて市長に提出しなければならない。

２ 前項の申請書の提出を受けた市長はその適否を判断し、適当と認めたときは、身体障害者用自動車改造費助成決定書（第2号様式）により申請者（以下「助成決定者」という。）にその旨を通知するものとする。

３ 市長は、交付を不相当と認めた場合は、身体障害者用自動車改造費助成金却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

第6条 助成決定者が、改造を中止したときは速やかに身体障害者用自動車改造費助成決定書を市長に返還しなければならない。

第7条 助成決定者が、自動車の改造を完了したときは、改造費所要額を証する書類とともに身体障害者用自動車改造完了届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定に基づく完了届により助成金の額を確定し、身体障害者用自動車改造費助成金交付決定通知書（第5号様式）により助成決定者に通知する。

3 助成決定者が前項の通知をうけたときは、速やかに請求書（第6号様式）を市長に提出し、市長はそれに基づき助成金を交付するものとする。

（助成金返還）

第8条 虚偽の申請等により助成金の交付を不当に受けた者について市長は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（施行の細則）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、昭和51年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。